

商工会ニュースやはば臨時号No.20

新型コロナウイルスに関する 中小企業支援対策特別相談窓口を設置しました

商工会では、中小企業・小規模事業者等の方々を対象に、新型コロナウイルスに関する各種経営相談に幅広く対応するために、「新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口」を設置しました。

新型コロナウイルスの影響による経営及び金融に関する相談、事業者からの情報提供など幅広く対応しておりますのでご相談ください。

経済産業省から発表された支援策は、次のとおりです。

1 資金繰り支援

(1) セーフティネット保証4号・5号

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

(2) セーフティネット貸付の要件緩和

一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

(3) 衛生環境激変対策特別貸付

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の経営安定を図るための特別貸付制度。

(4) 金融機関等への配慮要請

2月7日（金）に新型コロナウイルス感染症により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して、適時適切な貸出、企業の実績に応じた十分な対応等を要請。

2 設備投資・販路開拓支援

(1) 生産性革命推進事業

ア ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

イ 持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

ウ IT導入補助

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。

3 経営環境の整備

(1) 下請取引配慮要請

業界団体等を通じて、新事業者に配慮を求める要請文を发出。

(2) 雇用調整助成金の特例措置

事業主が労働者に対して、一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成。

(3) 現地進出企業・現地情報及びジェット口相談窓口

(4) 輸出手続きの緩和

詳しい内容については、経済産業省ホームページ（<https://www.meti.go.jp/covid-19/>）をご覧ください。